

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

袋井市長 大場規之

市町村名 (市町村コード)	袋井市 (22216)
地域名 (地域内農業集落名)	今井地区 (深見北・深見南・深見東・太田・太田東・太田西・延久・横井・徳光・小山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

太田川沿岸に広がる平野を中心に発展した今井地区は、地元の理解と協力のもと早い段階から灌漑排水事業や基盤整備が行われており優良農地が広がる農業が盛んな地域である。

現在、14名の認定農業者が水田をはじめ温室メロン栽培に取り組んでいるが、他地区と同様に「農業者の高齢化」「若い世代の従事者不足」が心配される。

また、地域の集落周辺には、地域振興を図るため農地以外の活用を検討すべき農地も見受けられる。

【アンケート結果(回答数96件)】

①耕作していない53人(55%)、②後継者がいない耕作者35人(81%)、③10年後までに農業をやめる19人(53%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・本地区の太田川流域の農地は、まとまりをもった優良農地であり、水稻やトマト、いちご等が栽培されている。
- ・水田は、ほ場整備が完了しており、小麦や大豆等の転作作物の導入による農地の高度利用化を図っているため、今後も担い手への農地の集積・集約化や高度利用を進め、水田としての利用を継続する。
- ・温室メロン等の施設園芸の振興のため、用途の混在を避けつつ、農業用施設用地としての利用を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	220 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	170 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。
- ・以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年7月3日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
袋井市大字太田字東浦66番1 1,984㎡
- ・以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年8月4日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
袋井市大字小山字堀向1330番1 3,310㎡ 袋井市大字小山字堀向1335番1 68㎡
袋井市大字小山字堀向1336番1 107㎡ 袋井市大字小山字堀向1343番1 687㎡
- ・以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年10月17日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
袋井市太田字南浦15番1 115.8㎡

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・将来の集約・集積に向け、耕作状況を記入した地図を活用して検討を行うとともに、新たな情報を書き入れ情報の更新を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・経営農地の集約化を目指すため、農地の貸し借りについては基本的に農地中間管理機構の活用を進める。また、農業者の負担軽減を図るため、利用権から機構への切り替えを推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、水田の大区画化・汎用化等の基盤整備や用排水設備の更新等を検討する。また、優良な農環境を維持するため、多面的機能支払交付金制度を活用した「いまい保全の会」が中心となり、農地の保安全管理に取り組む。 ・本地区は、太田川両側の平野部にあり、ほ場整備事業により基盤整備が完了した水田地帯となっている。今後は、担い手への農地の集積・集約化を進め、生産規模の拡大を図るとともに、整備された施設の適切な維持、更新を図ることにより、生産性の高い農業を推進する。特に老朽化した用排水施設については早期の改善を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業については委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑨地域計画区域内で営農型太陽光発電を実施する場合、太陽光発電事業者及び設備下部で営農する者は、農地の利用の集積、集約、その他農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じることが無いように努めるとともに、地域計画の目標達成に努める。